

## 療育手帳の交付・申請について

療育手帳は、知的障害のある方やその保護者が、相談やいろいろな制度を利用しやすいうように交付するものです。障害の程度に応じて「A」・「B」の区分があります。

手帳の交付を受けると、在宅サービス、社会参加、就労などの様々な制度が利用できます。

また、手帳には再判定の時期がありますで、年齢に応じて2年から10年に一度更新の手続きが必要です。

(年齢・状況によっては再判定不要となる場合もあります)

## 1 申請に必要なもの

### (1) 申請書

申請時に窓口で記載いただきます。

申請書は、区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります。

## (2) 添付書類

次の書類が必要です。窓口で記載いただくこともできます。

- ①相談調査票（調査票1「現況調査票」、調査票2「生育歴」）
  - ②申出書（仙台市外から転入してきた方のみ）

相談調査票と申出書は、区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります

※相談調査票はアーチルのホームページからダウンロードできます。あらかじめ、記入してお持ちいただくと手続きがスムーズです。

(3) 写真2枚（同一のもので次の条件を満たしているもの）

- ・縦4cm、横3cm
  - ・脱帽、上半身かつ正面向きで申請日から1年以内に撮影されたもので、本人と確認ができるもの
  - ・ポラロイド写真、カラーコピーは使用できません。デジタルカメラで撮影したものは、写真用紙に印刷したものに限ります。

#### (4) マイナンバーがわかるもの

- ・マイナンバーカード または
  - ・マイナンバー確認書類（個人番号が記載された住民票の写しなど）及び本人確認書類

※詳しくはお問い合わせください。

## 2 療育手帳の種類

療育手帳は、「紙型」と「カード型」のどちらか一つを選ぶことができます。

## (1) 紙型の療育手帳

<p>写真 (縮4cm横3cmで 撮影して半身を 写したもの)</p>	<p>仙台市 第 年月日交付 年月日再交付</p>
<p>氏名 _____  <small>姓の右端にカッコ 生年月日 _____</small></p>	
<p>旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第_____種類の障害者</p>	
<p>仙台市</p>	

住		保	護	者	しやうりん
し 氏	めい 名	ざく 統	がん 柄	しょくぎょう 職業	でん わ 話
住: じゆう					
所: じょ					

備 考

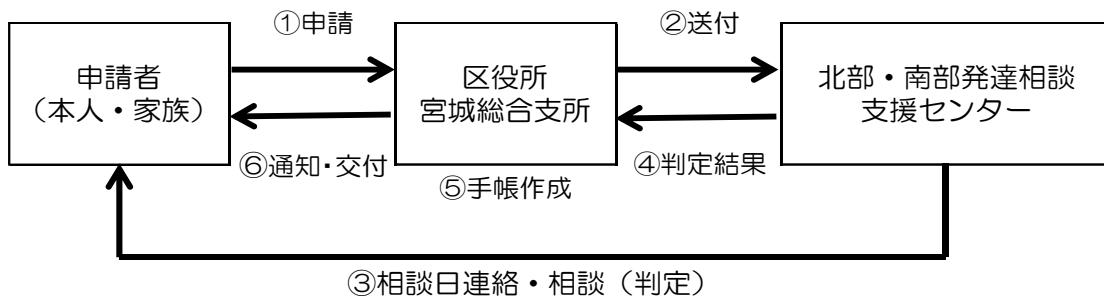
はん 判 定 の き 記 録	
障害の程度 (総合判定)	その他の障害
	(身体障害 級)
判定した日	年 月 日
次の判定の時期	年 月
判定したところ	仙台市北部 発達相談支援センター

## (2) カード型の療育手帳



(カードはプラスチック製で、大きさは縦5.4cm×横8.5cm。健康保険証や運転免許証と同じ大きさです)

## 3 申請から交付までの流れ



※北部・南部発達相談支援センターでの相談から、手帳の交付まで約1か月かかります。

## お問合せ先

### 《申請の窓口》

青葉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-225-7211
宮城野区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-291-2111
若林区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-282-1111
太白区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-247-1111
泉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-372-3111
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-392-2111

### 《判定機関》

北部発達相談支援センター（北部アーチル）	TEL: 022-375-0110
南部発達相談支援センター（南部アーチル）	TEL: 022-247-3801
・北部アーチルは、青葉区（宮城総合支所を含む）・宮城野区・泉区にお住まいの方を担当いたします。	
・南部アーチルは、若林区・太白区にお住まいの方を担当いたします。	